

平成 22 年 6 月 2 日
22(達)第 10 号

埋設施設設置に関する技術専門委員会の設置について

(目的)

第1条 独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)における研究施設等廃棄物の埋設施設設置に関する技術的事項を審議・検討するため、埋設施設設置に関する技術専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の所掌業務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、審議・検討を行う。

- (1) 埋設施設の設置基準に関する事項
- (2) 埋設施設の設置手順に関する事項
- (3) その他、前各号に付帯する事項

(委員会組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(委員長及び委員)

第4条 委員長及び委員は、機構の役職員及び埋設施設設置に関する専門的な知見を有する機構以外の有識者で、理事長が任命し、又は委嘱する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長が事故等の理由によりその職務を実施できない場合には、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(作業会)

第5条 委員会は第2条の業務を行うため、詳細な内容等を調査及び検討する必要があると認めるときは、作業会を置くことができる。

- 2 作業会は委員及び作業会委員をもって組織する。
- 3 作業会委員は、第4条に準じて委員長が選任し、理事長が任命し、又は委嘱する。
- 4 作業会に属すべき委員は、委員長が選任する。
- 5 作業会の業務を総理させるため、作業会に主査を置く。
- 6 主査は、当該作業会に属する委員のうちから、委員長が選任する。
- 7 主査に事故等があるときは、当該作業会に属する委員(委員がいないときは作業会委員)のうちから、委員長が選任する者がその職務を代理する。

(任 期)

第6条 委員長、委員及び作業会委員(以下「委員長等」という。)の任期は、2年以内とする。ただし再任を妨げない。

2 委員長等が任期の途中で交代した場合の新任の委員長等の任期は、前任者の残任期間とする。

(招 集)

第7条 委員会は委員長が、作業会は主査がそれぞれ必要に応じて招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、機構の役職員その他の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(議 事)

第8条 委員会は、委任状を含めて委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、委員で会議に出席した者の過半数をもって決定するものとする。ただし、可否同数のときは、委員長が決定する。

(審議結果の取扱い)

第9条 委員会の審議結果は、埋設事業推進センター長(以下「センター長」という。)が必要に応じて理事会議に付議し、業務に反映させる。

(事務局)

第10条 委員会及び作業会の事務局は、埋設事業推進センターが行う。

(その他)

第11条 この達に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、センター長が別に定める。

附 則

この達は、平成22年6月2日から施行する。